

野田市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、歳入の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和6年4月3日

野田市長 鈴木 有

1 指定公金事務取扱者の名称、住所

名称 野田市文化会館・櫨のホール活性化共同体
共同事業体の代表者 アクティオ株式会社
代表取締役 淡野 文孝

住所 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

複写機及び印刷機の使用料金
公衆電話の使用料金

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年4月1日

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで